

事 務 連 絡

令和3年11月16日

県内各商工会議所・長崎県商工会連合会 御中

長崎県産業労働部

産業政策課長

(公印省略)

## 長崎県酒類販売事業者支援金の申請要件について

日頃から、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策につきましては、ご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、10月13日（水）より長崎県酒類販売事業者支援金の申請受付を開始しておりますが、長崎市・佐世保市内の飲食店と直接・間接の取引がない者からの申請があつておりますので、申請にあたっては下記の要件に沿って申請していただけますよう、関係者等への周知を改めてお願いします。

### 記

#### 1、申請要件

- (1) 令和3年8月25日時点において、法人の場合は本社所在地、個人事業者の場合は住民票上の住所が、長崎県内にあること
- (2) 令和3年8月、9月のいずれかの月間事業収入（申請者が営む事業の全事業収入）が対2020年（または対2019年）の同月比で30%以上減少または8月、9月連続して15%以上減少していること
- (3) 県の営業時間短縮要請や酒類提供自粛に、令和3年8月27日から9月12日の間協力した長崎市・佐世保市内の飲食店と直接・間接の取引があること ※別添フローチャートも参考のこと**
- (4) 令和3年8月分、9月分の県の大規模集客施設時短要請協力金及び市町の飲食店等営業時間短縮要請協力金の対象でないこと
- (5) 令和3年3月31日以前から、県内で事業を営んでいること

#### 2、その他注意事項

- ・取引先の長崎市・佐世保市の飲食店が、時短要請・酒類の終日提供自粛に協力していない場合は、対象外となります。**
- ・影響を受けたことの証明となる直接・間接の取引は、8/27～9/13の間に限定するものではありません。
- ・経済圏が長崎市・佐世保市に含まれない地域については、他県の緊急区域・まん防区域との取引も対象となります。ただし取引先の飲食店が時短要請等に協力していることが必要です。

担当：長崎県産業労働部産業政策課  
企画調整班 金氏（カネウジ）  
電話：095-894-3186